

第1回東京都版市場化テストモデル事業監理委員会 議事概要

1 日時

平成18年10月3日(火)14時から

2 場所

東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N3

3 出席者

根本委員長、灰原委員、松崎委員、泉本委員、有我専門委員

4 議題

東京都版市場化テストモデル事業実施要項(案)について

5 議事

(1) 総務局行政改革推進部長あいさつ

(2) 委員紹介

(3) 委員長あいさつ

(4) 事務局より資料説明

東京都版市場化テストモデル事業監理委員会設置要綱について

- ・ 委員会の設置目的、所掌事項について説明。
- ・ 本委員会での議論を踏まえ、都としてモデル事業実施要項等を決定していく。

東京都版市場化テストの概要及びスケジュールについて

- ・ 市場化テストは、国において7月に施行された「競争による公共サービスの改革に関する法律」により制度化。しかし、法律で規定されている自治体業務は主に市町村の窓口業務であるため、都が法に基づいて市場化テストを実施することはできない。
- ・ 都では、昨年11月に発表した行財政改革の新たな指針や7月に発表した行財政改革実行プログラムにおいて、これまで法令の運用により民間開放が困難だった技術専門校の業務について、官民競争が実現する形で市場化テストのモデル事業を実施するとしたところである。
- ・ 今回のモデル事業は、官と民の競争条件を整備するため、官の情報開示を徹底するとともに、役所単独ではなく本監理委員会によるチェックや評価のしくみを確立することを目指した。具体的には、対象事業の選定にあたり、民間アンケート等を実施するとともに、入札公告後も民間からの質問等に誠実に対応していく。さらに、本委員会によりモデル事業全般にわたる監視機能を担保していく。
- ・ 実施スケジュールの予定については、10月16日に予定している入札公告後、民間事業者の検討期間をなるべく長く取るよう工夫し、事業計画書と入札書の受付までの期間を1ヶ月半以上取ることとした。

- ・ モデル事業の検証を踏まえ、本格実施を行う際には、技術専門校の対象科目を一層拡大するとともに、他の事業についても検討していく。対象事業の選定にあたっては、民間事業者の意見等を伺い、事業に活かしていく。

対象科目の選定について説明

- ・ 都の技術専門校が実施している能力開発訓練は 88 科目
- ・ 普通課程訓練（2年、1年コース）は、現状では普通課程の民間委託が認められていないため、引続き、国に見直しを働きかけるとともに、必要性を整理しつつ、19年度以降の市場化テストの対象としていく。
- ・ 短期課程訓練（3ヶ月、2ヶ月コース）は過去の実績を踏まえ、必要性を整理しつつ、市場化テストにかけることなく、民間委託訓練（施設外訓練）に移行する。
- ・ 短期課程訓練（6ヶ月コース）は民間事業者からの意見募集や専門学校等へのアンケート調査の結果を踏まえ、一定規模の民間の受け皿がある科目を市場化テストの対象とした。科目改変、法令改正などにより、訓練基準の見直しが必要なものについては、19年度以降実施していく。
- ・ 以上により、5科目7校を今回のモデル事業の対象として整理した。

アンケート調査の結果について

- ・ 88科目中、41科目について民間事業者から希望があった。来年度以降の対象科目の選定の参考にもしていきたい。

東京都版市場化テストモデル事業実施要項（案）について

- ・ 実施要項（案）記載の項目ごとに説明。

(5) 質疑の概要

本委員会の議事や委員氏名などは公開か、または非公開か。

〔事務局〕

委員会自体は非公開とするが、入札公告と同時に、議事概要及び委員意見に対する都の見解を公表。委員の氏名については、実施要項に記載しホームページ及び東京都公報で公表。（各委員了解）

訓練の指導員について、民間事業者が実施する場合、外部からの派遣やアルバイトの場合もありうるが、正規の雇用契約を結んだ者でないと駄目なのか。

〔事務局〕

実施要項に記載の要件をクリアしていれば、非常勤でもかまわない。民間事業者の工夫で提案してもらいたい。

再委託の関係だが、業務を丸投げすれば再委託だが、民間事業者が指導員を派遣という形で揃える場合は、再委託には当たらないということでしょうか。

〔事務局〕

労働者派遣法に基づく人材派遣により講師を揃える場合については問題ない。

指導員も時間講師と同じでしょうか。社員である必要はないか。

〔事務局〕

そのとおり。

選定基準の点数の刻み方について、採点項目は50点を10点刻み、加算項目は20点を

20点刻み(20点または0点)としているが、その理由は何か。訓練機器の充実については差がつくのではないか。

〔事務局〕

加算項目についてはあまり差が開かないと考えられるため20点または0点という考え方で整理した。採点項目については差がついてくるという認識で10点刻みということで整理をしている。

落札者決定基準については外部に公表するのか。

〔事務局〕

落札者決定基準は公表する。

質600点と価格400点の配分としている理由は何か。

〔事務局〕

事業の実施者が都と民間のどちらとなっても、都は事業実施者としての責任を負う。コストだけでなく、質を重視することは重要と考えているため、6:4とした。

教育においては、金銭に換えられないものがある。金額でない部分をどの辺まで考慮するのか。透明性を確保する観点で、60:40の説明が必要である。

民間では6ヶ月訓練の就職支援の実績はないわけだが、実績をどのように見るのか。

モニタリングはどうするのか。実績により金額を上下させる仕組みなのか。

〔事務局〕

都は実績があるが、民間にはないため、一定の就職率を求めるのは民間に不利になるのではないかと考え、今回は就職率70%をあくまで目標値とした。インセンティブ契約の工夫については今後の課題とさせていただきたい。

成果については責任を問わないということか。

〔事務局〕

そのとおり。ただし、事業実施状況のモニタリング及び事業実施後の評価を行うなど、成果が上がるようできる限りの対応をしていく。

是正措置はどうなっているか。

〔事務局〕

実施要項に記載しているとおり、モニタリングと評価については別途定めていきたい。成果は契約解除事由にはならないということか。

〔事務局〕

そのとおり。なお、成果に応じた仕組みについては今後の課題とさせていただきたい。

「就職率70%」を書く必要があるか。都ではだいたい70%いっているのか。

〔事務局〕

都では80~90%はいっている。公共訓練は就職が目標であり、7割はいかないとサービスの低下につながる。

修了時に未就職である者に対する就職支援はどこまでやるのか。審査において、取組があれば加点していくというイメージか

〔事務局〕

前期(4月~9月)はいいが、後期(10月~3月)は契約期間を過ぎてしまうため、

事業者の自主努力で就職支援していただくようお願いしていきたい。

生徒にとっては好ましいことであり、まさに加算点にふさわしい項目である。期間については修了後3ヶ月にするのか6ヶ月にするのか。

〔事務局〕

公共訓練では3ヶ月で就職していただくこととしている。

就職率70%は訓練修了後をさしているのか。

〔事務局〕

修了後3ヵ月後である。

その辺を明記すべき。

評価項目は限定列挙か。

〔事務局〕

限定列挙である。

PFIでは、想定していないような提案に対応するため、その他の項目を入れる。「その他有効な提案がなされているか」というのを入れた方がよい。

法人の審査はあるか。

〔事務局〕

入札参加資格審査手続きがある。

専門学校等にどれほどの理解があるか。法人本部が都外に所在し、施設が都内にある場合は参加可能か。

〔事務局〕

問題ない。

都と民間の入札条件の公平性についてだが、都が実施する場合、提案内容に基づき実施する責任はどこに規定しているか。

〔事務局〕

実施要項9頁に規定している。

モニタリングも同様か。

〔事務局〕

そのとおり。

間接経費、特に人件費について、民間はその分をもらわなければならないから必要な人件費は厳密に計算するが、都は仮に過少申告しても給与が削減されるものではないため害はない。過少申告をどう排除するのか。

〔事務局〕

都の間接経費の算定については、一定の範囲で整理している。実施要項上、都の提案の際には明細を出すこととなっている。本委員会でチェックしていただく。

就職支援に関わる指導員の経費については過小となっていないか。民間の専門学校ではいろいろなスタッフが関わっており、人数として割いている。

〔事務局〕

就職支援は校内の全科目でやっており、割り返すと約0.5人分となっている。

実績が過小でないとする、民間は提案できるか。都が実際それでやっているという

のならば、それでしのいでもらうしかない。

訓練で使用するパソコンについて、一般的にはリースにより3年くらいで更新しているが、減価償却計算は10年となっている。実際は何年使用しているのか。

〔事務局〕

実際には予算等の関係で10年以上使用しているものが多い。

間接経費については、算定する範囲に加え、実態面がポイントとなる。実際使用している年数で計算した方が民間も納得する。算定がぶれるのは、算定範囲と、どの程度使用しているかである。

価格点400点は算定内訳でなく、トータル金額で算定するのか。

〔事務局〕

そのとおり。

価格点の算定方法はどのような基準で出すのか。

〔事務局〕

予定基準価格との対比で算定することとなっている。

PFIでは最低入札価格を基準として算出する方法があるが、あくまで予定基準価格との差を基準とする理由はなにか。

〔事務局〕

予定価格を満点とした場合の計算方式であり、予定価格の客観性を感じさせるため。都の総合評価一般競争入札では一般的にこの方法を採用している。

直接経費と間接経費のバランスのとり方はどうか。

〔事務局〕

都の実績や実態に合わせている。民間と異なってくるのは仕方がない。

民間はパソコンについてリースで新しい機器を入れている。古いパソコンと新規リースの違いはどのように評価されるのか。

〔事務局〕

その点は評価項目にふさわしいと考える。整理する。

OSやネットワークは要求水準としないのか。

〔事務局〕

要求水準は訓練を実施するうえで最低限のものとして整理している。評価項目については、誰が見ても分かるように設定した。

リースの場合、10年と3年ではかなり違ってくる。

上のレベルを見るときりがない。最低限の線引きしかないか。今後、さらに高いレベルが必要になれば、徐々に個別に決めていけばよい。6ヶ月コースは、民間でいうと1年くらいのカリキュラムである。おいおい細かい議論をしていく必要がある。

本日の話では採点がポイント。当面、都が想定していなかった民間の努力や創意工夫を反映できるように、落札者決定基準の1、2、5にそれぞれ「その他」の項目を加えるべき。「その他」に対して、どれほどの加算点を入れるかで配点を調整する必要がある。

〔事務局〕

調整したい。

就職支援について、入校選考は都で行うこととなっているが、(自ら選考できない)民間としてはかなり冒険であり、専門学校等に理解させないと難しい。消極的になる恐れがある。

〔事務局〕

今回の事務系は応募者が多く実績として従来から高倍率であり、ご懸念には当たらないのではと考えている。

リスク分担はどうか。

〔事務局〕

- ・ 選考は都で行うこととしている。
- ・ 極論すれば、民間で選考すれば、就職率をあげるために就職しやすい人を選び、都が選定すれば、就職困難な人を選ぶ可能性がありうる。都が選考しても、実施要項に民間が不利益な取扱いを受けた場合には申し出ることができる仕組みを入れ込んだ。申し出があった場合、この委員会にもかけることとなる。
選考を民間と都でやるのでは、差があるのではないか。

〔事務局〕

公共職業訓練では、その人にとっての必要性という観点での選考となる。比較的に成績が悪くても、就職の必要性が高い人をどのように就職させるかを考える必要がある。

訓練生の選定のリスクは都に入れておいていただければよいのでは。

〔事務局〕

選考・入校のリスクについて追加する。